

## 寝屋川流域防災ボランティア募集要綱[平成 30 年（2018 年）2 月 1 日改正]

大阪府では、大規模災害（地震、風水害）の発生時等に、府が管理する道路及び河川の被害状況を速やかに把握するため、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から平成 33 年（2021 年）3 月 31 日までの間に活動いただく「防災ボランティア」を募集します。

このうち、大阪府寝屋川水系改修工営所（以下「当事務所」という）では、管内の河川等の被害状況を速やかに把握するため、「寝屋川流域防災ボランティア」（以下「ボランティア」という）を募集します。

平成 30 年（2018 年）4 月 1 日付けでの登録を希望される民間事業者の方（登録の継続を含む）は、平成 30 年 2 月 1 日（木曜日）から平成 30 年（2018 年）3 月 16 日（金曜日）の間に必ず登録の届出手続きを行って下さい。平成 30 年 3 月 19 日（月曜日）以降に届出された場合は、平成 30 年（2018 年）4 月 2 日（月曜日）以降の登録となりますのでご注意ください。

### 1 目的等

当事務所管内で、大規模な災害が発生した場合やその恐れがある場合（以下「大規模災害が発生した場合等」という。）に、実施マニュアルに基づき登録のボランティアの協力を得て、当事務所が所管する施設（以下、「管理施設」という。）の被害状況を速やかに把握することで、被害の拡大防止と迅速な復旧活動を図ることを目的とします。

### 2 登録の届出

- ① 大規模災害が発生した場合等に、自主的に管理施設の緊急点検を行っていただける民間事業者の方は、大阪府寝屋川水系改修工営所長（以下、「事務所長」という。）に登録をお願いします。

【提出書類：様式－1、様式－2 及び点検対象範囲を示す地図 各 2 部】

- ② 登録の有効期限は、届出を受理した日にかかわらず、登録日から平成 33 年（2021 年）3 月 31 日までとします。
- ③ 登録の受付は、平成 32（2020 年）年 3 月 17 日（火曜日）までです。
- ④ 登録の有効期間内であっても登録内容に変更が生じた場合、又はボランティアを継続することが困難になった場合は、速やかに変更又は廃止の届出を行って下さい。

なお、複数の民間事業者で構成される任意団体・社団・NPO 等での届出は出来ません。

【提出書類：様式－3、様式－4 各 2 部】

### 3 届出の受理及び登録

事務所長は、ボランティア登録の届出をした民間事業者の方が活動の趣旨を十分に理解し、かつ、届け出た緊急点検を円滑に遂行できることを確認した場合に、これを受理し、ボランティアとして登録します。なお、平成 33 年（2021 年）3 月 31 日（水曜日）までに廃止の届出をされた民間事業者からの新たな登録の届出は平成 36 年（2024 年）3 月 29 日（金曜日）まで受理できません。

### 4 緊急点検結果の報告

- ① ボランティアは、当事務所管内で以下に定める大規模災害が発生した場合等には、あらかじめ登録した点検施設の被害状況を自主的に把握し、別途定める方法により速やかに事務所長に報告して下さい。なお、緊急点検の結果、管理施設に被害がなかった場合も無しの旨で報告をお願いします。

#### [緊急点検の対象]

- ・震度4以上の地震が発生した場合
- ・大雨、洪水または暴風警報が発表された場合
- ・その他、事務所長が点検要請を行った場合

(届出書の記載内容にかかわらず、緊急点検等をお願いする場合があります)

- ② 緊急点検は、点検施設周辺が点検可能な安全な状態になったことを確認後、速やかに行っていただきますが、点検者の安全を最優先し、点検者が二次災害に巻き込まれることがないように、自らが責任を持って行って下さい。

#### 5 緊急点検結果の活用

当事務所は、ボランティアから報告を受けた調査結果を適正に管理し、二次災害防止、応急復旧及び他の関係機関への情報提供等に活用します。

#### 6 訓練・研修への参加

ボランティアは、当事務所が開催する訓練又は研修に必ず毎年度1回以上参加して下さい。

#### 7 登録の継続

平成33年(2021年)4月1日以降も引き続きボランティアを継続しようとする民間事業者の方は、平成33年(2021年)2月1日(月曜日)から平成33年(2021年)3月12日(金曜日)までに継続の届出を行って下さい。ただし、登録有効期間中に、以下の①、②及び③に定める要件のいずれかを満たすことができなかったボランティアは、緊急点検の実施が困難と認められるため、継続の届出を行うことができません。

また、この場合には、平成36年(2024年)3月29日(金曜日)までは新たな登録の届出を行うこともできません。

- ① 登録期間中に、「4 緊急点検結果の報告」に定めるとおり、**毎年度1回以上の報告。**
- ② 登録期間中に、「6 訓練・研修への参加」に定める**訓練又は研修について、毎年度1回以上の参加。**
- ③ 届出書に記載されている**平常時連絡先(電話・FAX・メール)に連絡が付くこと。**

#### [注意事項]

- \*当事務所で更新要件を満たさなかった場合には、他の事務所の防災ボランティアにも、新たな登録の届出ができません。その逆についても同様です。
- \*ただし、2つ以上の事務所で登録を行っている防災ボランティアが1つの事務所で継続要件をすべて満たしている場合は、登録したすべての事務所で防災ボランティアの継続が出来るものとします。
- \*また③の要件に関しては、研修訓練の案内及び事務所長からの緊急点検要請等の各ボランティアへの連絡は全てメールで行います。万一メールが使用不能の場合は電話やFAXで連絡を行う場合もありますので、必ず連絡可能な電話・FAX番号やメールアドレスを登録してください。登録届出内容に変更があった場合は速やかに変更登録届出を行ってください。FAX・メール送付後1週間以内に返信が無い場合、連絡が取れないと判断する場合がありますのでご注意ください。

## 8 個人情報の保護

届出書に記載されている個人情報は、大阪府個人情報保護条例に基づき適切に管理し、ボランティアに関わる連絡以外には使用しません。

なお、届出書に記載されている個人情報の提供については、届出者が本人の同意を得ているものとしてします。

## 9 活動実績の確認

当事務所で把握している各ボランティアの活動実績については、各年度当初に当事務所から各ボランティアあてにメール周知しますので、各ボランティアは受信後1週間以内に内容を確認の上、疑義等がある場合は当事務所へお問い合わせください。

### 【届出・問合せ先】

大阪府寝屋川水系改修工営所 工務課 企画・防災グループ

大阪市城東区東中浜4丁目6番35号

TEL : 06-6962-7664 FAX : 06-6969-6483